

## 地域リハビリテーション広域支援センターの指定(選定)について

今年度末で指定期間が満了となる「地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という）」について、平成 31 年度以降の指定に向けて、今年度中に対象となる病院を選定する必要がある。

現在、指定されている広域支援センターに対する意向調査結果等を踏まえ、平成 31 年度からの新たな広域支援センターの指定について、下記のとおり取り扱いたい。

### 1 これまでの経緯

平成 30 年 3 月～ 『現行の広域支援センターに対する意向調査』

【結果】指定を受けたい…7センター（東葛南部、東葛北部、香取海匝、山武長生夷隅、安房、君津、市原）  
 辞退したい…2センター（千葉、印旛）

平成 30 年 5、6 月 『千葉中央メディカルセンター及び成田赤十字病院へ訪問、意見交換』

平成 30 年 5 月～ 『千葉・印旛地域内の病院に対する意向調査』 ※脳リハⅠ又はⅡ届出病院

【結果】千葉地域→指定を受けたい…3病院、希望しない…2 1 病院  
 印旛地域→指定を受けたい…6病院、検討したい…4病院、  
 希望しない…1 3病院

### 2 平成 31 年度以降の指定に係る方針（案）

現行の広域支援センターは、果たすべき機能・役割に加え、地域の実情に応じた活動まで全ての広域支援センターが実施しており、それぞれの活動を通じて地域と良好な信頼関係を構築してきている。地域リハビリテーション体制を構築するためには、地域において関係機関同士の顔の見える関係を構築していく必要があり、引き続き同一施設が広域支援センターを担うことが有効であると考えられる。

このため、継続指定の意向を示し、本取組に意欲的な広域支援センターについては、これを尊重し、今後の事業計画・方針等を確認の上、継続指定の適否を判断することとしたい。

ただし、辞退の意向のあった千葉地域広域支援センター（千葉中央メディカルセンター）及び印旛地域広域支援センター（成田赤十字病院）については、両院に対する聞き取り結果や地域内の他病院に対する意向調査の結果から、新たな広域支援センターの募集を行うこととしたい。

## (1) 千葉及び印旛地域における選定方法

公募により候補となる病院を募集し、応募のあった病院について、外部有識者を含む選定会議で選定する。

### ア 選定会議の構成員（案）

- ・健康福祉部関係 6 課
- ・地域リハビリテーション協議会員から 5 名程度

### イ 評価項目

- ①指定基準への適合状況、②リハビリテーション医療の提供体制・実績、③行政・医療・福祉等関係機関との連携状況、④地域リハビリテーションに関する職員の資質向上のための取組、⑤事業計画・運営方針、⑥経費の支出見込

## (2) その他の地域に係る取扱い

千葉及び印旛地域以外の広域支援センターからは、公募の手続きで使用する応募書類に準じた申請書類の提出を求め、選定会議において今後の事業計画・方針等を確認の上、継続指定の適否を審査する。

## 3 地域リハビリテーション広域支援センター指定基準の改正について（案）

平成 31 年度以降の広域支援センターの選定にあたり、評価項目と指定基準の整合性を確保するなど、所要の改正をしたい。

### (1) 改正のポイント

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）又は（Ⅱ）の施設基準について、厚生労働省通知が改廃されたことに伴う根拠通知の変更
- ・地域リハビリテーションに関する知識等を有した職員が、広域支援センター職員として事業に携わることが望ましいことから、職員の資質向上に努めることを追加

### (2) 改正内容

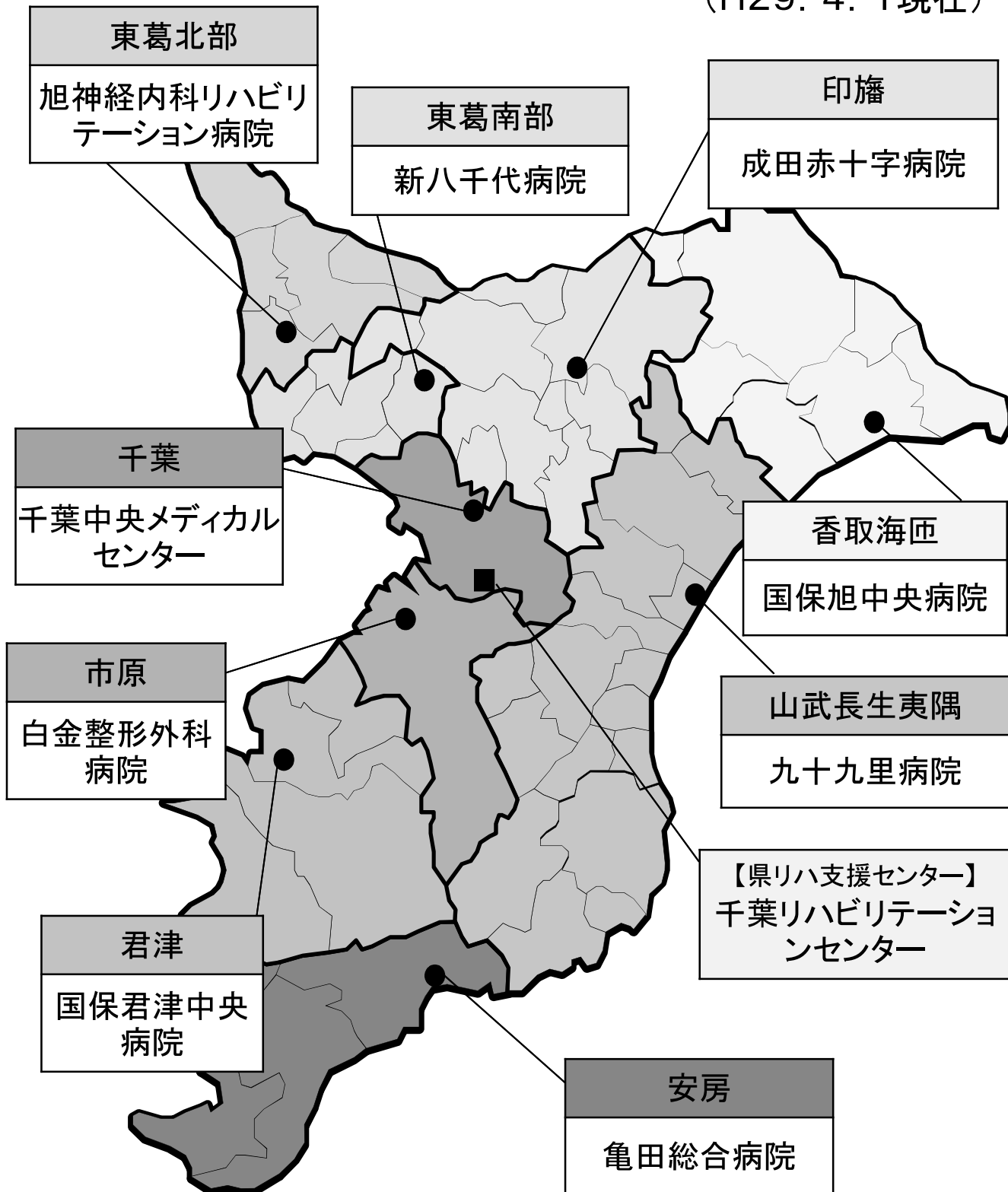
資料 1－3「千葉県地域リハビリテーション広域支援センター指定基準 新旧対照表（案）」のとおり

#### 4 今後の予定（案）

9月7日（金）	第1回地域リハビリテーション協議会
9月中旬 ～下旬	[千葉及び印旛地域] 公募開始（県掲示板・県ホームページにて） ※指定を受けたい又は検討したいとの回答があった13病院へは、公募を開始した旨を連絡
	[千葉及び印旛以外の地域] 指定申請書の提出依頼（継続希望施設）
9月下旬～ 10月上旬	[千葉及び印旛地域] 公募説明会
10月下旬	[千葉及び印旛地域] 応募書類（指定申請書）の締切
	[千葉及び印旛以外の地域] 指定申請書の締切
11月上旬	選定会議の設置
11月上旬 ～中旬	事務局による形式審査 ①必要な書類が揃っているか、②必要部数があるか など
11月中旬	[千葉及び印旛地域] 選定会議の構成員へ応募書類（指定申請書）の送付（事前確認のため）
	[千葉及び印旛以外の地域] 選定会議の構成員へ指定申請書の送付（書類審査のため）
12月中旬 ～下旬	選定会議の開催
	[千葉及び印旛地域] 応募した病院に対する審査結果の通知
	[千葉及び印旛以外の地域] 指定申請した病院に対する審査結果の通知
平成31年3月	第2回地域リハビリテーション協議会
	次期広域支援センターについて報道発表（投げ込み）
4月	広域支援センターの指定

# 地域リハビリテーション広域支援センター

(H29. 4. 1 現在)



## 千葉県地域リハビリテーション広域支援センター指定基準 新旧対照表 (案)

現 行	改正後
<p>千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱に基づき、二次保健医療圏ごとに1箇所指定する地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という。）の指定基準及び指定期間については、下記のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指定基準</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の規定による病院であり、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」の規定に基づく「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成26年3月5日保医発0305第2号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知）」の規定による「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）」又は「同（Ⅱ）」の施設基準を満たし、厚生労働省関東信越厚生局へ届け出ていること。</p> <p>(2) 常勤の言語聴覚士を1名以上配置していること。</p> <p>(3) 医療連携体制に関する窓口及び地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口を設置していること。</p> <p>(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が広域支援センターの業務に従事すること。なお、必要に応じて、当該病院と開設者が同一である他の医療機関等の職員が当該業務に従事することを妨げない。</p> <p>(5) 地域リハビリテーションの理念に十分な理解を持ち、該当二次保健医療圏域の市町村、医療機関及び職能団体等の地域リハビリテーション関係機関と良好な連携関係にあり、広域支援センターの機能・役割を確実に遂行できると認められること。</p> <p>2 指定期間</p> <p>2年以内とし、業務実績、圏域の状況等を総合的に勘案し見直しを図るものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>1 この指定基準は、平成29年4月1日以降に新たに指定する広域支援センターに適用する。</p> <p>2 既に指定を受けている広域支援センターのうち、指定期間の終期が平成28年3月31日となっている広域支援センターについては、従前の規定にかかわらず、当該指定期間を平成29年3月31日まで延長する。</p>	<p>〔略〕</p> <p>1 指定基準</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の規定による病院であり、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」の規定に基づく「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成30年3月5日保医発0305第3号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知）」の規定による「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）」又は「同（Ⅱ）」の施設基準を満たし、厚生労働省関東信越厚生局へ届け出ていること。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) 地域リハビリテーションの理念に十分な理解を持ち、<b>本事業の推進に必要な職員の資質向上に努めるとともに</b>、該当二次保健医療圏域の市町村、医療機関及び職能団体等の地域リハビリテーション関係機関と良好な連携関係にあり、広域支援センターの機能・役割を確実に遂行できると認められること。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(附則)</p> <p>1 この指定基準は、平成31年4月1日以降に新たに指定する広域支援センターに適用する。</p> <p>2 <b>削除</b> <b>(経過措置)</b></p> <p>1 既に指定を受けている広域支援センターに適用する指定基準は、従前の例による。</p>